

# 文教委員会資料③

## 1 令和8年第1回定例会提出予定議案の説明

(3) 議案第13号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第13号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一

部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和8年2月10日)

# 議案第 13 号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 条例改正の背景

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 7 年内閣府令第 96 号）

## 2 改正の主な内容

上記 1 に伴い、乳児等通園支援事業者が運営規程に定める重要な事項に関し、利用定員に係る乳児及び幼児の区分を廃止するもの

「乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」→「利用定員」

## 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行

## 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 令和7年3月26日条例第41号 (運営規程)	○川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 令和7年3月26日条例第41号 (運営規程)
第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) <b>利用定員</b> (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>その他の利用に当たっての留意事項</u> (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 (秘密保持等)	(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) 提供する乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) <b>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</b> (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項 <u>並びに利用に当たっての留意事項</u> (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 (秘密保持等)
第19条 <b>乳児等通園支援事業所</b> の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	第19条 <b>乳児等通園支援事業者</b> の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (乳児等通園支援事業の区分)	2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (乳児等通園支援事業の区分)
第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。	第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

改正後	改正前
<p>2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）</u>）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>	<p>2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p>
<p>第3章 雜則 (電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及び<u>その乳児等通園支援事業所の職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>第3章 雜則 (電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及び<u>その職員</u>は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>